

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に係る細部取扱いについて

平成 19 年 2 月 6 日 四運技安第 395 号
平成 26 年 3 月 25 日 四運技安第 578 号
令和元年 9 月 10 日 四運技安第 124 号
改正 令和 6 年 3 月 27 日 四運技安第 251 号

移動円滑化基準適用除外自動車の取扱いについては、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について」（平成 19 年 2 月 6 日付け、四運技安第 394 号）別添「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（以下「認定要領」という。）及び「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」（令和 3 年 4 月 1 日付け、四運技安第 10 号・四運自旅第 23 号）（以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。）によるほか、本細部取扱いによるものとする。

1. 認定要領第 3 関係（基準適用除外の認定を申請することができる自動車）

基準適用除外できる条項は、別紙 1 の「移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表」によるほか、次号により取り扱うものとする。

- (1) 認定要領第 3 第 1 号の「地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線」とは、運行する道路の勾配、踏切の構造等により車体と道路とが接触する場合等をいう。

この場合において当該事由による移動円滑化基準不適合自動車は、該当する路線のみの運行を原則とするが、当該自動車を当該路線以外にも使用しなければ、運行を管理する営業所の配置車両数を増加させなければならなくなる等、車両の運用が困難になること等が確認できる添付資料を添えて申請のあった場合、適用除外を認めることとする。

- (2) 認定要領第 3 第 3 及び第 4 号については、一括認定できるものとする。
(3) 認定要領第 3 第 4 号については、自治体からの要請書を添付するものとする。
(4) 認定要領第 3 第 5 号については、運輸局長が公示するものとする。
(5) 認定要領第 3 第 6 号については、個別案件とし申請者等から相談があった場合は、特別の事由に該当するか否か十分検討したうえ処理するものとする。

なお、運輸支局に当該相談があった場合は、運輸局長と調整のうえ処理するものとする。

2. 認定要領第 4 関係（申請者等）

認定要領第 4 第 2 項中、「営業所の長」とは、事業用自動車の運行について他と区分して管理が行われている単位の長とする。

3. 認定要領第 5 関係（申請書及び添付資料）

- (1) 第 1 号様式（申請書）、第 2 号様式（変更申請書）又は第 4 号様式（認定取消申請書）の記載事項が記載されている場合、様式は問わないものとする。

なお、原則として副本は原本を求めることとするが、正本の写しであっても受理することができるものとする。

- (2) 認定要領別表添付資料一覧表中、「その他認定を必要とすることを証する資料」として、当該自動車の車名、型式及び車台番号が記載された車両を特定する書面（自動車検査証、排検証、譲渡証明書、自認書等）を添付させるものとする。

また、当該自動車の使用者が、申請者と管理の受委託の許可を受けている場合、これを証明する書面を添付させるものとする。

- (3) 認定要領別表添付資料一覧表中、「車両外観図」については、外観4面図（平面、側面、前面、後面）とし、適用除外の条項に関する車両諸元（乗降口寸法、床面高さ、通路幅等）が確認できるものであること。
- (4) 認定要領別表添付資料一覧表中、「使用者の事業内容」については、基準適用除外申請書の余白に旅客自動車運送事業の種類のを記載することにより、添付資料に代えることができる。
- (5) 認定要領別表添付資料一覧表中、「主な運行経路図」については、起終点停留所及び途中停留所が記載された「運行系統略図」でさしつかえないものとする。
また、認定要領第3第1号の地形上の理由により、基準適用除外申請を行う場合には、当該箇所等を示すものとする。
- (6) 認定要領第3第2号の自動車であって、複数の運行系統を運行する自動車は、前号の規定にかかわらず、起終点及び主たる経過地を記載した「運行系統一覧表」を添付することにより、「主な運行経路図」を省略することができる。
- (7) 認定要領別表添付資料一覧表中、「走行が困難である当該箇所を示した資料」については、基準適合自動車では、走行ができないことが明確に確認できる道路・踏切等の図面（平面図、断面図）、写真又は走行実験結果等の資料とする。
- (8) 認定要領第5第3項中、「複数の類似する自動車」とは、車名及び型式が同一で、かつ、基準適用除外の認定の条項が同じ自動車をいう。
- (9) 認定要領第5第4項及び第5項の申請があった場合、運輸支局長は提出された申請書及び添付された資料に不備がないことを確認のうえ受理し、申請書に受付印を押印のうえ、副本の写しを申請者に返付するとともに、正本により運輸局長あて進達するものとする。
- (10) 認定要領第5第4項中、「当該変更内容の資料」とは、変更の事実が確認できる資料とする。なお、道路運送法に基づく「事業計画の変更」に係る届出書（写）でも差し支えないものとする。

4. 認定要領第7関係（条件又は期限の付与）

- (1) 認定要領第3第2号の自動車であって、空港アクセスバス認定取扱いによる場合は、「認定要領第3(2)に規定されるバスとして使用する場合に限る。」旨、空港アクセスバス認定取扱いによらない場合は、「認定要領第3(2)に規定されるバスとして使用する場合に限る。ただし、指定空港を経路に含む路線を除く。」旨の条件を付与するものとする。
なお、該当する車両の変更申請においても、条件を付与する。
- (2) 当該自動車の使用者が管理の受委託の受託者である場合、「管理の受委託の許可を受けている場合に限る。」旨の条件を付与するものとする。

附則（令和元年9月10日 四運技安第124号）

この改正は、令和元年10月1日以降の申請から適用する。

附則（令和6年3月27日 四運技安第251号）

この改正は、令和6年4月1日以降の申請から適用する。

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

別紙 1

| 認定要領 | 移動円滑化基準 | | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------------|-----------------|------------------------------|
| | 第 37 条 (乗降口) | | | 第 38 条 (床面) | | 第 39 条 | 第 40 条 (通路) | | 第 41 条 | 第 42 条 |
| | 第 1 項 (踏み段の色) | 第 2 項第 1 号 (有効幅) | 第 2 項第 2 号 (スロープ 又はリフト) | 第 1 項 (高さ) | 第 2 項 (材質) | (車椅子 スペース) | 第 1 項 (有効幅) | 第 2 項 (手すりの 間隔) | (運行情報 提供設備等) | (筆談用具等の 意思疎通を図 るための設備) |
| 第 3 (1) 地形上の理由 | × | ● | ● | ◎ | × | ● | ● | × | × | × |
| 第 3 (2) 高速バス等 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | × |
| 第 3 (3) 幅 2.1m 以下、23 人超 | × | ● | ● | ◎ | × | ● | ● | × | × | × |
| 第 3 (4) 5 トン以下、23 人以下 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × |
| 第 3 (5) H12. 11. 14 以前車 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × |
| 第 3 (6) 特例の事由 | × | | | | × | | | | × | × |

※ ×は、基準適用除外を認めない項目

◎は、基準適用除外を認める項目

●は、合理的な理由があれば基準適用除外を認める項目

空欄は、本取扱い 1 (5) により個別案件として調整が必要な項目